

## 第72回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年6月23日(金) 午後1時23分から午後3時35分

開催場所 姫路市役所 10階 第2会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	欠席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	欠席		
5	田靡仁志	欠席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
9	田中博	欠席		
10	飯塚祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	欠席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席	○	会長職務代理者
18	大塚正穏	出席	○	会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 議案第1号 | 農地確認及び非農地確認について              |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について         |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について         |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について         |
| 議案第5号 | 畠地転換届について                    |
| 議案第6号 | 相続税等納税猶予適格者証明について            |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について |
| 報告第2号 | 農地法第4条の規定による届出の専決について        |
| 報告第3号 | 農地法第5条の規定による届出の専決について        |
| 報告第4号 | 合意による解約等の通知について              |
| 報告第5号 | 県許可案件の許可状況について               |

(令和5年6月23日 午後1時23分)

議長

予定の方が揃われましたので、只今から、第72回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中12名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、福永委員、中塚委員、田靡委員、田中委員、飯塚委員、岡本委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を青田委員と大塚委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号(P1)を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が2件提出されております。

1番です。

飾磨区中島の田[REDACTED]につきまして、「昭和55年から工場敷地の一部となっている」との申請です。

2番です。

書写の田[REDACTED]につきまして、「平成6年以前より、ゴルフ場用地として利用している」との申請です。

現況は、どちらも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

中南部地区及び北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

- 議長 有難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
- 各委員 ・・・。
- 議長 ないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。  
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 [農地法第3条の規定による許可申請について]  
議案第2号 (P 2～P 5) を説明する。
- 農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、28件の申請が提出されております。  
6番、7番、8番、10番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、6番が譲受人の耕作地であるほかは、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。
- それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。
- 1番から5番につきましては、現在耕作面積が0m<sup>2</sup>の新規農家の方の案件です。
- まず1番です。  
安富町植木野の田[REDACTED]につきまして、安富町植木野の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜」となっております。なおこの案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。
- 次に2番です。  
船津町の田、畑[REDACTED]につきまして、船津町の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。
- 3番です。  
船津町の田[REDACTED]につきまして、船津町の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の事情聴取は必要」との意見となっております。
- 4番です。  
豊富町豊富の田[REDACTED]につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]が、[REDACTED]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、北東部地区農政協議会では「農業経験が十分あり、耕作面積も小規模であることから事情聴取は不要」との意見となっております。

5番です。

香寺町溝口の田 [REDACTED] につきまして、香寺町溝口の [REDACTED] が、[REDACTED] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、北東部地区農政協議会では「農業経験が十分あり、耕作面積も小規模であることから事情聴取は不要」との意見となっております。

6番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

6番です。

大津区真砂町の畑 [REDACTED] につきまして、耕作者である大津区天神町の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は譲受人の現在耕作地であるため、耕作面積に変動はありません。作付作物は「野菜」となっております。

7番です。

白浜町宇佐崎北の田 [REDACTED] につきまして、東山の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「フルーペリー、いちじく、ブドウ」となっております。

8番です。

北原の田 [REDACTED] につきまして、北原の [REDACTED] が、[REDACTED] から「交換したい」との所有権移転の申請です。交換する土地については、5条転用届出が提出される予定となっております。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

9番です。

余部区上余部の田 [REDACTED] につきまして、余部区上余部の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番です。

的形町的形の田 [REDACTED] につきまして、延末の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。

11番です。

川西の田 [REDACTED] につきまして、川西の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

12番です。

西脇の田 [REDACTED] につきまして、西脇の [REDACTED] が、[REDACTED] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

13番です。

林田町中山下の田、畑 [REDACTED] につきまして、林田町中山下の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

14番です。

林田町中山下の田、畑 [REDACTED] につきまして、林田町下伊勢の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

15番です。

林田町奥佐見の田 [REDACTED] につきまして、林田町奥佐見の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されます

と、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

夢前町菅生澗の田 [REDACTED] につきまして、夢前町菅生澗の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17番です。

夢前町護持の田 [REDACTED] につきまして、夢前町護持の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「牧草」となっております。

18番です。

安富町塩野の畠 [REDACTED] につきまして、安富町塩野の [REDACTED] が、[REDACTED] が、同居の父である [REDACTED] から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。同一世帯間での権利設定であるため、耕作面積に変動はありません。作付作物は「ジャガイモ、トマト、サツマイモ、スイートコーン」となっております。

19番20番です。

豊富町豊富の [REDACTED] が、船津町の田 [REDACTED] につきまして、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、申請地の内 [REDACTED] につきましては同居の祖母からの所有権移転となりますので、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。

21番です。

船津町の田 [REDACTED] につきまして、城北新町の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

22番です。

豊富町御蔭の田 [REDACTED] につきまして、豊富町御蔭の [REDACTED] が、[REDACTED] から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

23番から25番です。

飾東町豊国 [REDACTED] が、飾東町豊国 [REDACTED] の田 [REDACTED] につきまして、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

26番27番です。

豊富町神谷の [REDACTED] が、豊富町神谷の田 [REDACTED] につきまして、[REDACTED] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、申請地の内 [REDACTED] につきましては同居の父からの所有権移転となりますので、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

28番です。

御国野町深志野の田 [REDACTED] につきまして、御国野町深志野の [REDACTED] が、[REDACTED] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、耕作面積は [REDACTED] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長	有難うございます。 何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。
各委員	・・・。
議長	特にない様ですので、それでは、まず事情聴取についてですが、地区協議会の意見もありましたので、1番2番3番については行う、4番5番については、農業経験が十分あることもあり行わない、ということでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、1番から3番の方につきましては、7月5日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。 その他、なにかございますか。
尾川委員	1番ですが、年齢が [ ] です。営農計画書では2男も一緒に農業をすることとなっていますので、事情聴取は2男に行うようお願いしたいのです。
議長	[ ] ならば2男が主にされるだろうから、事務局、それで調整してもらえますか。
事務局	それで調整してみます。
議長	その他、なにかございますか。
各委員	・・・。
議長	特にない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各委員	(全員挙手)
議長	全員の挙手をいただきましたので、本件許可相当といたします。 それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号(P6)を説明する。 〔農地法第4条の規定による許可申請について〕
	農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。
	調整区域である香寺町田野の田[ ]につきまして、「貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設であるJR香呂駅から至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[ ]が使用する9台分の露天駐車場として整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。現況はすでに大部分が貸露天駐車場として使用されており、このことにつきまして始末書が添付しております。
	北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200m<sup>2</sup>未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当することの確認願として2件提出されております。どちらも調整区域の案件で、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、どちらも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

船津町の田[ ]につきまして、「農業用資材置場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用資材置場となっております。

2番です。

香寺町溝口の田[ ]につきまして、「農業用倉庫、農作業場、スロープとして利用したい」との確認申請です。現況はすでに転用済で、このことにつきまして始末書が添付されております。

どちらの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出でおりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

・・・。

各委員

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P7~P11)を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

8番と23番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。次に、19番と20番の案件でございますが、申請者から隣接同意が取れたとの連絡がありその同意書の提出がありましたので、「隣接同意なし」の文言の削除をお願いいたします。

それでは説明いたします。農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、29件の申請が提出されております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。2番の案件が大塚委員関係の案件となっておりますので、まず、1番及び3番から29番の案件についてご審議をお願いいたします。

1番から5番、8番、17番から29番が調整区域の案件、6番、7番、9番

から 16 番が都市計画区域外の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、代替性の検討が必要な案件について、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

六角の畠 [REDACTED] につきまして、[REDACTED] が、「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10 h a 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積 [REDACTED] の平屋建て一般住宅を建築し、車 2 台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

3番 4番です。

林田町下伊勢の畠 [REDACTED] につきまして、[REDACTED] が、「譲り受けて、貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の 2 分の 1 以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、申請人が代表取締役を務める建設会社が、申請地隣に露天資材置場を所有していますが手狭になってきたため、これを拡張し、仮設足場などの置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、となっております。

なおこの案件、転用面積が 1, 000 m<sup>2</sup> を超えておりませんので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては「許可相当」との意見となっております。

5番です。

林田町六九谷の田 [REDACTED] につきまして、[REDACTED] が、「譲り受けて、貸露天資材置場、貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10 h a 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、建設業等の取締役である譲受人が、既存の会社敷地を拡張し、工事用資材を置くための露天資材置場及び従業員用等車 8 台分の露天駐車場として整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、会社からの資金提供、となっております。

なおこの案件、転用面積が 1, 000 m<sup>2</sup> を超えておりませんので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

6番です。

夢前町神種の田 [REDACTED] につきまして、[REDACTED] が、「譲り受けて、倉庫敷地、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10 h a 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、建設業等を営んでいる譲受人が、工事用資機材を保管するための倉庫の設置、重機・工事車両を駐車するための車両 9 台分の駐車スペース及び土砂一時保管場所として整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、開発事前協議が申請済みとなっております。現況は一部がすでに造成されており、このことにつきまして始末書が添付されております。

なおこの案件、転用面積が 1, 000 m<sup>2</sup> を超えておりませんので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

7番です。

夢前町菅生澗の田[REDACTED]につきまして、[REDACTED]が、「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積[REDACTED]の平屋建て一般住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

9番から22番です。

[REDACTED]が、夢前町勘野、安富町長野、安富町朽原、飾東町塩崎、豊富町豊富の田畠[REDACTED]

[REDACTED]につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、9番から20番が、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」、21番及び22番が公共施設である北出張所から近距離の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、いずれも出力50kW未満の小規模太陽光施設となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、開発行為の事前申請済、景観法届出済、となっております。

なお、22番につきましては3名の隣接農地の所有者及び耕作者のうち2名の同意書の添付がありませんが、不同意の理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものであるとして、代わりに疎明書が提出されております。疎明書の内容は資料のとおりです。

(疎明書の要約)

- 将来のほ場整備事業に支障がある。要望として、申請地内に畔を確保してほしい、その畔の草刈りは申請者でしてほしい、耕耘機で鋤いた土がパネルにかかる様パネルを下げてほしい。
- 家族全員が太陽光に反対している。

この疎明書の提出を受け、事務局において現地確認しましたが、申請地の西と東は水路、北は宅地と田で、この北側の同意書は提出されています。南側は田でこの南側の2名の同意書の提出がありません。

この件についての北東部地区協議会の意見は、「同意が取れるよう指導し、疎明書の内容を充実させること」となっております。

この意見を受けて事務局から申請人に指導したところ、同意をもらえない2名のうち[REDACTED]については、22日にも要望事項のすり合わせがなされ、依然同意には至っていないが要望事項への対処が続けられているとのことです。なお、反対する理由として挙がっているほ場整備事業への影響につきましては、事務局において農林整備課に確認したところ、ほ場整備事業の計画はないことを確認しております。もう一人の[REDACTED]については、家族全員の太陽光への反対の意志は固く、これ以上の訪問はかえってトラブルの可能性になるとの意見でした。

24番から27番です。

[REDACTED]が、豊富町御蔭の田[REDACTED]につきまして、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、既存の駐車場用地に実験棟を建築する計画があり、[REDACTED]の駐車場が不足することになるとともに、事業の拡大により従業員を[REDACTED]する予定もあることから、新たに[REDACTED]の露天駐車場を確保するものです。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、河川法第55条許可申請、河川等占用許可申請、河川等改造工事承認申請を手続き中です。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調

査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

28番です。

豊富町御蔭の田[ ]につきまして、[ ]が、「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設等から至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、業務拡大に伴い手狭になった既存資材置場の拡張を行なう計画となっております。現況はすでに造成済みで「宅地の一部」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

29番です。

豊富町御蔭の田[ ]につきまして、[ ]が、「使用貸借権で借り受けて、一般住宅、露天駐車場を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続しており、日常生活上必要な施設等」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、延床面積[ ][ ]の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

22番を除く案件につきましては、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出でおりません。

本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わりります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございました。

3番から6番と24番から27番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの青田委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

青田委員

報告します。

3番4番ですが、農地区分は1種農地で原則転用不許可のところなんですが、現地を見ますと、林田から龍野に抜ける道沿いで[ ][ ]が資材置場になっており、その周りは畑ですがほったらかしで農地とは言い難い状態だったのですが、そこを拡張する形で申請が出てきており、かえってよくなるんじゃないかなと思いました。

5番ですが、29号沿いにある農地で、南側に会社がありその敷地を拡張する形で転用されるとのことで、雑種地に挟まれた位置で隣接農地ではなく、周辺農地に影響はないものと思いました。

6番は、神社のすぐ前の田ですが、少し高台にあり、東は山に連なり周辺に農地はなく、特に問題はないのかなと思いました。

24番から27番ですが、町名は違いますが同じ位置にあり、すでに転用された駐車場に連なってさらに広げる形で申請されています。隣接農地とは道や擁壁で区切られ、駐車場の中に取り残される形の畑もありますがそこへの道も確保され、計画図面と現地を照らし合わせ、特に問題はないかなと思いました。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

8番と23番の太陽光が取り下げられていますが、隣接同意のない23番については地区協議会において、疎明書はあるがその疎明書の内容からでは十分に調整しているとは認めがたく、もっと明瞭に記載すべきとの結論になったわけですが、それを踏まえて事務局の方で、再度交渉をいただいた結果、取り下げになつたものです。

同じく22番についても同様に隣接同意がなく、地区協議内において紛糾致したわけですが、農区長の同意はあることから、疎明書の内容からやむを得ない部

分もあるんじゃないかとの意見もございました。

そういうことを含めまして、皆様方のご意見を頂戴しながら、共に結論を導いていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

どなたからでも結構ですので、発言をお願いします。

松尾委員

疎明書のなかに「紛争が生じた場合」とありますが、紛争になった場合、どのような流れで解決に至るのか、その流れを知りたい。

また、私のところの農地でも、この業者から農区同意のないまま疎明書で申請が出されていましたが、農区同意がないものは門前払いしてもいいんじゃないかと思うのですが、事務局の対応をお聞きしたい。

事務局

同意書の添付のない申請書の取扱いにつきましては、今月もありましたので、許可権者である県の方に、再度確認を行っています。同意ができない理由が、行方不明又は想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由による不同意である場合には、その経緯や理由を記載した疎明書の添付でかまわないこととされています。

農業委員会の事務処理としましては、県が指定する書類が添付されれば申請書を受け付ける、受け付けたものについては総会にて審議する、申請書は受理日から3週間以内に県に送付することとなっておりますが、その際に審議結果を意見書に記載して送ることになります。その意見を含めてその申請について許可権者である県で、許可、不許可を決定、または場合によっては差し戻しをする、ということになります。

宮下委員

「営農への支障」と言われたが、何をもって営農への支障と言えるのですか。そこの判断が一番難しいと思いますが。

事務局

「農地に対する直接的な被害」ということになっています。過去に、水路を塞いでしまうということで差し戻した例があります。

宮下委員

私も何回か同意を断ったことがあります。農区長としても、隣接同意がなければ同意はし難いと思います。その人の資産的なものも加味してあげなければならないし、売りたい方のことも考えてあげなければならないし、そこらの狭間ですよね。農区同意がなくても申請が前に行ってしまうなら、勝手にしいやという気持ちにもなる。

事務局

農地法上で争うなら、農区同意は必須とされていないことは事実ですので、転用を止める手立てとはならない、ということです。このことは、窓口に来る業者も時々主張してきます。

そのため、事前に、地元の方で、農地転用に際し、何らかの条件を付けていただくのが、実効性のあるものになるように思っています。業者としても、今後の事業展開に際し、地元と良好な関係であること、また、地元の同意書があることは、大きな意味を持つと思います。

宮下委員

私が同意を断った理由は、1枚や2枚の小規模な話ではなく、大規模発電の提案を、逆にしている。一帯をすべて開発する大規模発電の計画であれば、同意しますよ、という話をしている。農地が所々に残っても、困る。小規模だと、各業者が足並み揃えて管理していくことは、難しいだろうと思う。

松尾委員

農区同意がなくても許可が出てしまうのかどうかについては。

事務局

農区同意できない理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものである場合は、農地転用を不許可にする理由にはならないと思います。例えば、地元との協議費のことが理由での不同意であれ

ば、農業上の問題ではないので、不許可とはならないと思います。

松尾委員

先日、私の農区で、太陽光の転用についての同意を求められたことがあって、その申請地の中に、今の公図には描かれていないけれども下の田への水路があるんです。これは村に残っている明治13年の古図には描かれているんです。法務局の公図は明治27年の古図を基にしているようですけれども。現地は明治13年のものが一致するんです。下の田は、今は作付けはしていないけれども、田である以上水利の権利はあるので、現況では水路は残っていないけれども水路を作ってくれと話をしたら、用地は空けておくので設置は農区でやってほしいとの回答でした。それでは農区として同意できない旨言っておいたところ、今度は疎明書をつけて農区同意のないまま申請書が提出され、事務局が受付している。このように農区同意がなくても転用申請が進んでしまうことに、危機感を覚えています。

議長

私が思うに、個人的な理由で同意できないというものはともかくとして、地域の農区長の同意がないのに進んでしまうというのは、農区長というものは地域の耕作性の問題、特に水路の問題であるとかあるいは水路がなくとも上田下田の問題として、総合して将来にわたって隣接する農地が営農可能であるかを判断基準にされて同意書に印を押すだろうと思います。その同意書がないのに申請が前に進んでしまうというのは、地域の営農そのものを脅かす事態が発生しているといって過言ではない。したがいまして、今回疎明書は出ているが営農に関する根幹を揺るがす事態を招かないよう業者に対して指導していくことは必要であろうと。許可権者である県の判断もあろうかと思うけれども、姫路市農業委員会としては、疎明書でもって進めていくのであればこのような問題点があるのだということを意見として県にも知りたい必要があると思います。今後も太陽光の申請が出てくると思いますので、先ほどのようなことを無視して強引に進めていくようでは、いかがなものかと思います。今後、我々と事務局も含めて、十分に自を光らせて検討していく必要があると思います。そういったところで、この疎明書の内容はどうなのか、ということになるわけですが、それとは別に、こういう意見があることを県にも通知しておきたいと思います。

萩原委員

21番の案件ですが、自治会長が農区長を兼ねているのですが、農区同意書が提出されているのは、間違いないですか。

事務局

はい、提出されています。[REDACTED] いただいています。

萩原委員

同意書がなくても疎明書があればいい、というのは、県の指示ですか。

事務局

はい。「農地法第4・5条許可申請書添付書類」のうち農地を転用して申請の目的に供することが確実であるかどうかを確認する書類として「同意書」が指定されていますが、特別な事情で同意書が取れない場合は、説明を行った日時・説明内容及び同意がとれない理由を記載した「疎明書」と指定されています。

萩原委員

この案件では、隣接農地のうち1人は全く同意しない、もう1人は要望を出してきている。これを県がどのように判断するかはわかりませんけれども、地元ではおそらく自治会長だけがこの案件を知っているのではないか。地元が本当に農業委員と自治会長と村の人ときちんと会議をもってできていないのではないか。この辺りは耕作放棄地がけっこうあって、目を付けられることを心配します。そんなところで、同意がないのに本当に受けてよいものかどうか、心配になります。もっと詰めた話をしておかないといけないんじゃないでしょうか。

大塚委員

このように同意書が出ていない案件について、農区長とかにこういう申請が出てますよと知らせることはできるの。

事務局

同意書がなく疎明書で出てきた場合、その疎明書の内容が正しいか、確認しています。特に農区同意がない場合は、必ずその農区長に理由を確認しています。申請者には疎明書を見せて確認してもよいかも確認しています。

大塚委員

法律上、農区同意は必ず必要とはなっていない?

事務局

はい。法律上は隣接同意も農区同意も必須とはなっていないことは事実です。このため、申請人と同意がないから受付できないと争うと、必ず、農地法上そのような定めはないですよね、という反応になります。

宮下委員

農業委員会は、農地転用の審査をするのみ、ということかな。

事務局

県許可案件ですので、農業委員会は意見を付けて県へ送るのみとなります。

大塚委員

露天資材置場への転用にしても何にしても、周辺の農地に影響がない、となれば、許可せざるを得ない?業種や目的でこれはダメということはできない、ということ?

事務局

突き詰めていければ、そういうことにならうかと思います。

議長

いろいろご意見をいただきましたが、先ほどの農区同意がなくても疎明書があればかまわないというのは問題がありすぎると思いますので、我々に対する法的な保護が薄いように感じられます。今回の皆様の意見を県へ伝えまして、そういうことを踏まえて県の方で最終的な判断をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

・・・

議長

今回の案件については、この疎明書でもって差し戻すことは、難しいかな。

事務局

農業上の支障を理由とした不同意ではないので、正直難しいかと。

小林委員

先に松尾委員がおっしゃってた、下の田への水路の復元について、業者が用地は空けておくが水路の設置は村でやってほしいという言い分は、転用者が問題解決に動くべきことだと思うんですけれども。これが疎明書で通ってしまうのは、おかしい。

事務局

この案件については、農区同意はないが疎明書を添付しているからということだったのでいったんは申請を預かりましたが、農区長に同意しない理由を確認したところ、これは農業上の支障に該当するものと判断して、申請人にこの問題を解決してから申請する様差し戻しています。再度農区長と協議する様指示しています。

松尾委員

地主からすれば農地を手放したいという気持ちはわかります。しかし、農区からしたら、水路をつないでおいてもらわないと、今は作付けしていないから作付するとなつた時につくつたらいいでしょうといういいかげんな話では、前に進められない。地主に対しては、今回のこの話がバーになる恐れがあるけれども堪忍してなど、3軒の方に話を理解してもらっています。農区としては譲れないことなので、と話をしています。業者には、土地を空けておくだけでなくU字溝で300幅で両サイド300の泥揚敷をおいた水路を作ってくださいと、実際に作ってくれたら、こちらも判を押しますよと、思っています。ところが業者の方は下の田の方のところに行って、田があるけれど米作りますかと聞いてきたと、

作らないとなったら作る気ないですよと言ってきたと思うんですけれども、田が残っている以上入排水の権利はありますから、水路を確保しなければならない。ため池や山から降った雨が、今回太陽光をしようとしている場所に、流れてくるんです。どちらにしてもそこに水路を作つて下の水路に繋がないと、そこに代播きできるほど水が溜まってしまうと思います。そういう意味でも水路を作つておく必要があると思っています。以前に、最後の水路、とじりのところがあつて、上の宅地造成からの雨水、田からの排水が行き場がなくなるからと開発業者に言って道路側溝でもいいから水路に繋いでくれと話をして繋いでもらった。もう一つは、宅地造成のために土地を買った、そこに水路が3本ある。すぐに宅地造成するだろうと思って水路をどこでもいいから繋いでもらいたいよう話をしていたのですが、造成したものの宅地にまでいかずに止まつてしまつて、どこでもいいから繋いでもらうよう話をしていた水路も作ってくれないまま止まつてしまつて。何度も話をしているが、前に進んでいかないということがあったので、余計に、後回しにはできないと思っている。いつでもいいと言つていたら、いつまでも待たされる。だからやるんだったら今やつてくれと、強く言つている。

議長

私が思うに、各自治会に自治会規定として定められたものがあると思うんです。農区長は全体的なものを総括して上田下田関係なく田である以上は将来作る可能性という以上は、水路は絶対に必要なものです。そういうことも含めて、姫路市農業委員会の申し合わせ事項として決めていくということも必要かもしれません。最低限検討されておくべき事柄を決めておけば、毎回悩まなくて済むと思うのです。これだけは開発業者さんに守つてもらいたいというものを作れればよいのではないかと考えます。

今回、当初は4件の太陽光が隣接同意となつていたものが最終的に1件にはなりましたけれども、皆様の問題意識というものを姫路市農業委員会の意見として県の方へ通知するということで、前に進めさせていただいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

(1名のみ賛成との声)

議長

いずれにしましても、議論は了承しましたが、22番の説明書の内容は途中でありますので、その完成を申請人に求め、また今回の件を契機に問題となつたことを、県の方に意見として通知していくことで、22番は進めたいと思います。22番以外は承認ということで、よろしくございますか。

各委員

はい。

議長

賛同の声をいただきましたので、決定致します。

議長

【■関係の案件】

それでは、■、ご退室をお願いします。

【■退室】

事務局

それでは、2番についてご説明いたします。

調整区域の打越の田■につきまして、■が、「譲り受け、農家住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、延床面積■の農家住宅を建築し、車4台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的

に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員　・・・。

議長　それでは、承認することでよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員　(全員挙手)

議長　全員の挙手を確認しましたので、2番は許可相当とします。

【入室】

議長　[ ] の案件は承認となりましたので報告します。「農地法第5条の規定による許可申請」については以上です。

次に、議案第5号「畠地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第5号(P12)を説明する。

[畠地転換届について]

畠地転換届につきましては、新たに4月11日付で「農地改良の取扱いに関する要領」として施行しております。この議案につきましては、事業内容から、届出地が農地として適正に造成されると判断されるかどうかについて、審議していくこととなります。

それでは、説明を始めます。

畠地転換届について、この度は、1件の届出が出ております。

調整区域の林田町八幡の田 [ ] につきまして、[ ]

[ ] から「田の一部を段差の無い畠として耕作したいため」との届出です。

担当委員から「農地として適正に造成されると判断される」との意見を頂いております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員　・・・。

議長　それでは、承認することでよろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

議長　「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

次に、議案第6号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第6号(P13～P14)を説明する。

[相続税等納税猶予適格者証明]

今日は4件の証明願が出ております。

個別に説明させていただきます。

1番です。[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地1筆を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況は、申請は野菜・果樹となっていますが、主に果樹を栽培しています。また、駐車スペースの面積を除外して申請されています。

2番です。[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地1筆を、隣接の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況は、下協議で事務局が確認した際は耕起状態であったため、資料は耕起としておりますが、その後担当委員さんに確認していただいた際には水稻が作付けされています。

3番です。[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地1筆のうち持分10分の6を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。持分10分の4につきましては、[REDACTED]所有です。農地の利用状況は、果樹や野菜を栽培されています。ただし、作付けている箇所が限られているため、耕起や保全管理に留まらず、全面を利用して作付けするよう指導する予定です。また、駐車場部分の4条届出を提出され、申請地の面積から除外されています。

以上3件については、中南部地区農政協議会において申請の農地全筆、適格者証明を発行することについて適當であるとの意見をいただいております。

4番です。[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地15筆を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況は、3から5が3筆一体利用、6から9が4筆一体利用、11、12が2筆一体利用しており、1と15を除いていずれも下協議の段階では耕起状態とのことで会議資料は耕起としておりますが、その後水稻が作付けされています。1と15につきましては倉庫部分の面積を除外して申請されていますが、その他にも農地の状態に疑義があつたため、担当委員とともに現地を確認しました。その結果、1につきましては農地の主要部分について果樹と雑木が混在するなど適切に管理されているとは言い難い状態となっており、また15につきましてはナス、サツマイモなど野菜を作付けしているほか、果樹が作付けされている箇所はありましたが、倉庫以外に雑草・ゴミが積み上げられて、耕作の用に供しているとは認めがたい箇所があり、申請面積での証明発行はできないと判断しました。

よって、中南部地区農政協議会では4番の方については1番・15番を除き2番から14番の農地に限定して適格者証明を出すべきであるとの意見をいただいています。なお、1番・15番の措置について、今後農地の状態が改善させるか、当該箇所を除外するかを申請者に決めてもらつたうえで、再度申請するよう伝達したいと考えています。

説明は以上です。1から3番については申請通り、4番の方については申請の内、適切に農業をしていると認められる2~14番の農地に限り適格者証明書を交付することの可否について、ご協議いただきますようお願ひいたします。

現状の状態を地区の委員とともに確認していただいて、問題があるところについては除外して適切な農地改善がなされるまでは保留ですよと、いうことも含めまして作成いただいたということです。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員長

・・・。

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第7号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。  
これで議案は終わりまして、次に報告事項に入ります。  
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P15～P16）を説明する。

[農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について]

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、5月にご審議いただきました新規農家8件の事情聴取を、6月7日に実施していただきました。当日は、1番から4番と6番8番については本人が、5番と7番については妻が、9番の法人については事務員が来庁され、担当委員より、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、いずれも同日付にて許可書を交付しております。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、事情聴取メンバーの橋本委員から発表をお願いします。

橋本委員

すべての案件に営農計画書が添付されていましたし、農区長の確認もなされていましたので、問題はないと思います。

1番は、本人が来られました。地域の農業を支える営農組織の一員として頑張りたいとのことでした。

2番3番は、ドッグランをされている方がその近くで農業をしたいとのことでした。

4番は、実家が近くのことです、高齢となった叔父から贈与を受けて、教えてもらいながら農業をしていくとのことでした。

5番は、住所は少し離れていますが、住居兼倉庫を買って、そこを拠点にその周りの農地を耕作することです。

6番は、前から農地を借りてされていたんだけれども、拡大して耕作したいということでこの農地を購入されたということです。

7番は、奥さんが来られましたが、10年ほど前からここに住んでおられて、親が近くにおられるということで先日も一緒に田植えをしたとのことです。

8番は、数年前から畑として利用されており、問題はないかと思います。

9番は、加東市、加西市、宮古島いろんなところで事業をされています。どういうことをされているかというとオーガニック野菜をされています。それを自分のところの流通で販売している。宮古島ではマンゴーを作ったりしているようです。営農意欲も確認させていただき、問題はないかと思います。

議長

詳細な報告ありがとうございました。

次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P17～P18）を説明する。

[農地法第4条の規定による届出の専決について]

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、5月8日から6月8日の間に受け付けたもの、8件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、確認といたします。

次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P18～P27）を説明する。

〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

20番の案件でございますが、届出人から取消願が提出されましたので削除をお願いします。なお、同日付で同じ受人による賃借権の設定の届出が提出されております。

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、5月8日から6月8日の間に受け付けたもの54件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第3号について確認することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。

次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P28～P32）を説明する。

〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が8件、使用貸借契約の解約の通知が16件ございました。利用権に該当するものは8件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは2件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、離作料金の支払いが2件、「無償」が6件となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですね。

次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号（P32～P33）を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、5月において14件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。ご確認をお願いします。  
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時35分終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

---

(署名委員)

青田誠

---

(署名委員)

大塚正穏

---